

小竹町小竹駅施設に係る有料広告掲載に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小竹町有料広告掲載に関する告示（平成28年小竹町告示第 号。以下「告示」という。）第4条の規定に基づき、小竹町が管理する小竹駅施設（以下「施設」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載位置及び規格)

第2条 広告の掲載位置は、次の各号に定める部分のうち、町長が指定した範囲とする。

- (1) 小竹町コミュニティホール 壁面部分2枠
- (2) 小竹駅自由通路 壁面部分4枠及び階段蹴上部分48枠

(広告掲載の基準)

第3条 施設に掲載する広告は、告示第3条の基準によるもののほか、当該広告の内容及びデザインが次に掲げるものは掲載しないものとする。

- (1) 通行人の誤解を招くおそれがあるもの
- (2) デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの

(広告の材質及び掲載方法)

第4条 広告の材質は、紙又は特殊フィルム等の着脱が可能で、長期の広告掲載に耐えることができるものとする。

- 2 前項の特殊フィルム等は、取り外しの際に壁面の塗料等を傷めないものとする。ただし、階段蹴上部分に掲載する広告は、雨水等による破損に耐えることができるものとする。
- 3 塗装による広告掲載は行わないものとする。

(費用負担等)

第5条 広告掲載の決定を受けた者（以下「掲載者」という。）は、広告の作成、掲載及び撤去作業、福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）による許可申請等を行う際、掲載者の責任において行い、その費用は掲載者の負担とする。

- 2 広告の撤去作業により、塗装のはく離が生じた場合は、掲載者の責任において原状回復するものとする。
- 3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に町の責めにおいて広告の破損等が生じたときは、町が現状に復するものとする。
- 4 その他広告掲載中に支障が生じたときは、掲載者と町長が協議の上、解決するものとする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告の掲載時期は、通年とする。

2 広告の掲載期間は、1月単位として12月を限度とする。ただし、再掲示は妨げないものとする。

3 短期間の広告掲載を希望する場合は、前項の規定にかかわらず2週間以内の掲示を認めるものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 壁面部分 月額1,000円

(2) 階段蹴上部分 月額300円

(広告掲載料の免除)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載料の全額又は一部を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が、公共の目的のために広告を掲載するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は、小竹町ホームページにより随時行うものとする。

(広告掲載順位)

第10条 広告掲載順位は、次のとおりとする。

(1) 告示第6条第3項に定める優先順位に従い掲載順を決定する。

(2) 同一順位の場合、掲載期間が長いものを優先する。

(3) 前2号により決めがたい場合には、小竹町有料広告審査委員会において決定する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、施設に係る有料広告掲載に必要な事項は、小竹町有料広告審査委員会において定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。